

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
1	4頁 (1)消費者全般を取り巻く社会情勢や背景の1段落目の3行目 超高齢化社会 → 超高齢社会 or 高齢化社会 公的機関の文書では「超高齢化社会」は使用されていないように思います。	御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、「超高齢社会」に修正します。
2	4頁 (1)消費者全般を取り巻く社会情勢や背景の3段落目の3行目「平成22年における本県の老年人口(65歳以上)・・・」 誤り 平成22年 → 正しくは 平成26年	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
3	5頁 (国際化・グローバル化の進展) 下から6行目 外国人観光客の増加による影響は、本計画の趣旨である奈良県や日本の消費者よりも、むしろ外国人観光客の消費生活への影響が大きいと考えられるため、下記のように記載してはどうか。 「このような状況を背景に、詐欺の疑いや模倣品の流通などの消費者トラブルが数多く発生したり、食品等の安全性を揺るがす事案が発生したりして「おり、いま」す。 また、奈良県観光局の推計によると、奈良県に訪れる1年間の外国人観光客数は、平成25年は456,000人で、平成24年の285,000人に比べ1.6倍増となっています。今後は、国策により訪日外国人旅行者数の増加、入国促進に伴い、海外からの商品購入のみならず、外国人旅行者による日本国内での買い物や宿泊、飲食などの「インバウンド消費」が拡大し、消費生活をめぐる問題、トラブルは国際化の様相を呈してくるものと予想されます。」	訪日外国人数の変遷により消費者問題に与える影響を考慮することが、本項の趣旨であり、原案のとおりとさせていただきます。 ただし、下記のとおり文言の微修正をさせていただきます。 「国策により」 → 「国の施策により」
4	27頁 2段落目の3行目「高齢者の被害が4割近くとなっており、」 ・どこから引用したのか？ 例:〇〇歳以上の高齢者との記載が良いのでは ※一般的には65歳なので ＜引用元＞ 18頁の表 契約の当事者 60歳以上の高齢者 35.9% からの引用？ 又は 38頁の表 被害の経験割合【年代別】からの引用？	「本県においては、60歳以上の高齢者に関する相談割合が4割近くとなっており、」に修正します。

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
5	46頁 (1)①家庭(主な対象者:幼児・児童・生徒とその保護者)3段落目の2行目 「幼稚園や認定こども園、保育所」→「認定こども園、保育所、幼稚園」 ※基本的には、保育所が共働き世帯、幼稚園がそうでない世帯対象という切り分けのため、共働き世帯の文脈で幼稚園が先に来るのは違和感がある。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
6	46頁 (1)①家庭(主な対象者:幼児・児童・生徒とその保護者)3段落目の4行目 「子育て支援施設」→「施設」 ※「子育て支援施設」という言葉はあまり用いられない。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
7	47頁 第2章2(1)②小学校・中学校・高等学校(主な対象:小学生・中学生・高校生、教職員)1段落目上から6行目 ○「学校全体の優先的な課題としては低い状況にあります。」 ・「優先度が低い」と言い切れる根拠はないと考えます。 ・「必ずしも優先的に取り組むべき学校全体の課題として位置づけられているとは言えない状況にあります。」程度の表記でいかがでしょうか。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、下記のとおり修正します。 「必ずしも優先的に取り組むべき学校全体の課題として位置づけられているとは言えない状況にあります。」
8	48頁 ④地域(主な対象者:成人、高齢者)の3段落目の上から4行目 「要援護者は、情報を能動的に収集しようとしなければいか、情報が得にくい状況にあり、」に否定的な内容を含むため、「要援護者は、本人の状況や環境的な要因により、情報が得にくい状況にあり」等に修正してはいかがでしょうか。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
9	48頁 ④地域(主な対象者:成人、高齢者)の3段落目の上から4行目 情報を能動的に収集しようとしなければいか、情報を得にくい状況に ↓ 収集することが難しい ※表現の修正意見です、参考意見とご理解ください。	「要援護者は、本人の状況や環境的な要因により、情報が得にくい状況にあり、」に修正します。

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
10	50頁 (3)①体系的・効果的な消費者教育を推進するための体制づくりの4段落目「これに対し、県における消費者問題に関する取組は、消費者行政の担当部署だけでなく、高齢者や障害者の福祉行政の担当部署などが、また、詐欺事案など犯罪性が高い場合は奈良県警察が各々個別に対応し、県庁内での情報共有や連携は必ずしも十分ではありません。」 ※(参考意見)庁内でも関係部署間で会議等連携に取り組んでいただいているといますので、上記表現について再度ご検討をお願いします。(当室確認不要)	「これに対し、県における消費者問題に関する取組は、消費者行政の担当部署だけでなく、高齢者や障害者の福祉行政の担当部署などが、また、詐欺事案など犯罪性が高い場合は奈良県警察が各々個別に対応し、必要に応じて会議等において情報共有を図っているものの、必ずしも情報共有や連携は十分とは言えません。」に修正します。
11	51頁 第2章2(3)③他の消費生活に関する教育と消費者教育との連携推進 (ア)～(オ)の各項目の内容について参考にした資料を御教示ください。	「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(基本方針)(平成25年6月28日閣議決定)17頁から20頁の内容を参考に記載しております。
12	51頁 (ウ)国際理解教育 1段落目 下記のようにしてはどうか。 「国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々との「相互理解を深めるとともに」接点を理解させ、地球規模の社会問題「課題」(環境や資源など)をについて考えさせることなどをねらいとしています。これは「自らの消費行動が」内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚するという点で消費者市民社会の形成に向けた教育と関わりが深く関係し、消費者教育の重要な要素のひとつとしてと位置づけられます。」	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、下記のとおり修正します。 「国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との相互理解を深めるとともに、地球規模の課題(環境や資源など)について考えさせることなどをねらいとしています。これは自らの消費行動が内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚するという点で消費者市民社会の形成に向けた教育と関わりが深く、消費者教育の要素の一つとして位置づけられます」
13	54頁 第3章1目標I(1)教育・保育施設及び小学校、中学校、高等学校における消費者教育の推進 ○タイトル ・校種表記に関して、「小学校、中学校、高等学校」となっていますが、他の部分は「小学校・中学校・高等学校」となっています。なお、例えば、第4章で「小学校、中学校、高等学校」という表記をとると、今後の施策において、特別支援学校や中等教育学校は施策の対象外と捉えられかねないため「等」の表記が必要な部分もあると思われます。	御意見ありがとうございます。 小学校、中学校、高等学校の表記は、「小学校・中学校・高等学校」に統一し、「等」の記載も見直しました。

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
14	54頁 第3章1目標Ⅰ(1)教育・保育施設及び小学校、中学校、高等学校における消費者教育の推進 ○前文の「消費者教育の…」 ・「学習指導要領に基づく教育の充実」と「日常生活で実践できる能力を養うための教育の推進」とが並列になっていることに違和感があります。また、文脈上、「知識を一方的に教える」＝「学習指導要領に基づく教育の充実」、「実践的な能力の育成」＝「日常生活で実践できる能力を養うための教育の推進」と読めてしまうので、表現上の工夫が必要が必要と思います。	「消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上をめざして行われるべきものです。一方で、学校教育においては、学習指導要領に基づく教育を充実するとともに、学校で学んだ内容を日常生活で実践できる能力を養うための教育を推進しており、学校教育における消費者教育の推進は重要になります。」に修正します。
15	55頁 第3章1目標Ⅰ(1)②小学校・中学校・高等学校の各期における消費者教育 ○②小学校・中学校・高等学校の各期における消費者教育 ・「小学校・中学校・高等学校の各期」という表現に違和感があります。「各期」は必要でしょうか。(他の部分との整合も含めて) ・小学校→学習、中学校→学習、高等学校→指導となっており整合を図る必要がありますと考えます。なお、「～指導する教育」という表現は違和感があります。	「各期」については、本文の記載を小学校期、中学校期、高等学校期と明確に区分して記載しており、各期における取組を分ける趣旨から現行のままとさせていただきます。 後段の部分については、「小学校3・4学年の社会科では、地域の生産や販売に携わっている人々の活動を、5・6学年の家庭科では、身近な消費生活と環境を学習します。中学校では、社会科(公民的分野)で、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、どのような消費者行政が行われているのかなど消費者の保護に関することを、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任等について学習します。」に修正します。
16	55頁 (3)地域における消費者教育の取組への支援 イベントなど集客ゾーンにおいて啓発活動を行っている実態は警察でも見られており、このような機会を活用して、継続的な対応をすることが適切と考える。	御意見ありがとうございます。 御意見として承ります。
17	57頁 (2)行政機関相互の連携と教育による教育の活性化 1行目 「保育・教育施設」→「教育・保育施設」 ※「教育・保育施設」というのが通例。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
18	64頁 第3章目標Ⅱ3(3)進取の気性に乏しい反面、多角的に物事をとらえ、時代の流れへの順応性は高い ・進学率のデータは、最新で平成27年のデータが公表されています。	本計画のデータは、主に『100の指標からみた奈良県勢(平成27年度版)』から引用しています。データの記載に統一感を持たせるために現行のままとさせていただきます、下記のとおり修正します。 『100の指標からみた奈良県勢(平成27年度版)』によると 大学・短大等への進学率は全国8位(平成26年5月1日時点)、また、「日刊紙の都道府県別発行部数と普及度」(平成26年10月。一般社団法人新聞日本新聞協会調べ)によると 1世帯あたりの新聞発行部数は全国で4番目(近畿2府4県では1番目。平成26年10月時点)に多いなど、一方で向学心に富み、世の中の動きに関心が高い特性もみられます。」
19	67頁 目標1(1)教育・保育施設及び小学校、中学校、高等学校における消費者教育の推進の具体的施策の2つ目「◎小学生・中学生・高校生及び保護者を対象としたインターネット安全講習会の開催」 従前より当課で実施している内容であるため、「既存施策」に変更していただきたい。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
20	68頁 第4章目標Ⅰ(1)教育・保育施設及び小学校・中学校・高等学校における消費者教育の推進 具体的施策 ○普通教育における消費者教育 ③高等学校 ③高等学校の「消費者問題や消費者の自立と支援」についてどの資料を参考にされたか御教示ください。	具体的施策 ○普通教育における消費者教育の内容については、学習指導要領のほか、他府県の消費者教育推進計画等を参考にして記載しています。 学習指導要領の内容そのものではないため、「消費者問題や消費者の自立と支援」については削除させていただきます。
21	75頁 (5)関連する他の消費者施策との有機的な連携 項目欄 欄内の項目に脱字あり 誤 体的施策→ 正 具体的施策	御指摘ありがとうございます。 御指摘のとおり、修正します。

奈良県消費者教育推進計画素案に対する各課照会意見とその対応について

番号	各課照会意見	意見に対する対応方針(案)又は考え方
22	75頁 (5)関連する他の消費者施策との有機的な連携 ◎国際理解教育との連携 この項目は、「(5)関連する他の消費者施策との有機的な連携」を記載する項目であるが、国際課で実施する国際理解に関する事業は、消費者教育に資する内容というよりも、むしろ、国際交流、地域の国際化、多文化共生などの推進を目的とするものである。平成28年度以降の事業においても、消費者教育と連携できる新規施策の実施は予定しておらず、想定されている事業を主体的に実施できないため、下記のように記載内容を変更していただけないか。 「国内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する観点から、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係しているため、「国際理解教育の内容を」消費者教育の内容「に盛り込む」と連携した取組を推進する。」	御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、下記のとおり修正します。 「国内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する観点から、国際理解教育の内容を消費者教育の内容に盛り込む。」
23	76頁 第4章目標Ⅲ(1)学校における消費者教育の担い手の育成と資質の向上 「教員の長期社会体験研修」、「教員を対象とした消費者教育研修講座の開催」、「『家庭科学習ノート』を活用した消費者教育の実施」という具体的施策に関する記述について、いずれも現在のところ予定はなく、関係課等との協議も行われていない現状です。削除か表現の抜本的な修正が必要と思われます。	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり削除します。
24	第4章 目標Ⅳ(3)消費者市民社会の形成のための気運づくりの項目「○学習情報収集・提供事業」 → 削除 今年度、消費者教育にかかる情報の掲載実績がないため、削除頂きたい。	御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、削除します。